

平成30年度 事業計画書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

1. 基本姿勢

当財団は、昭和59年7月に設立され、平成30年度には設立34年を迎えます。

この間、国による規制改革等により、平成18年4月から帯広市の指定管理者に、また平成24年4月からは「一般財団法人」へ移行するなど、運営方法や組織形態を変えながらも、当初の設立趣旨を継承し、帯広市はもとより北海道の文化、スポーツの振興に寄与することを目指して様々な事業を推進してきました。

平成30年度は、帯広市の文化及び体育20施設の指定管理者として、第4期目の2年目を迎えます。

今後は、指定管理施設の拡大を視野に、お客様から信頼される公共サービスの提供者として、引き続き、公平性、公益性を重視するとともに、お客様の立場に立った安全・安心かつ安定したサービスの提供と効率的、効果的な施設運営に努めてまいります。

「ここから発信できる夢がある～私たちは、文化スポーツのあらゆる活躍シーンを支え、一人ひとりの夢を応援します。」を行動指針として、これまで長年にわたり文化、スポーツ振興の拠点施設を運営、管理する中で培われたネットワークと専門性を最大限に発揮しながら、加えて教室等拡大のため、講師指導者の養成及び育成を図り、お客様の多様なニーズを的確に捉えた、質の高い文化、スポーツ事業を展開してまいります。

2. 文化振興事業

定款第4条第1号及び第4号に掲げる事業は、次の計画により行う。

「i」市民自ら行う文化活動を活発にするための事業

- (1) 第37回おびひろ市民芸術祭 (5月2日～5月29日)
市内で活動している文化団体及び個人を対象に、日頃の成果を発表する機会を提供することに併せて、市民が展示会や舞台公演、茶会に参加・鑑賞する機会を提供することを通して、市民主体の芸術・文化活動を促進することを目的とする。

「ii」地域に文化活動の種を蒔き、育てる「養成」と「支援」の事業

- (1) 大ホールでスタインウェイを弾いてみよう! (6月3日)
帯広・十勝のピアノを習っている子どもたちを対象に、日頃触れることのない世界最高峰のピアノ、スタインウェイを大ホールで弾いてみる機会を提供することを通して、地域のピアノ音楽の普及振興と未来を担う子供たちの創作活動に刺激を与えることを目的とする。
- (2) 小学校出前講座 (7月～3月)
帯広市内の小学生に芸術文化活動の楽しさや素晴らしさを知る機会を提供し、お話や実技披露などを行って、豊かな心と感性を育むことを目的とする。
- (3) 小学校出前講座 夏休み特別講座 (8月)
帯広市内の小学生に芸術文化活動の楽しさや素晴らしさを知る機会を提供し、お話や実技披露などを行って、豊かな心と感性を育むことを目的とする。

- (4) ブラスフェスティバル in OBIHIRO (10月7、8日)
国内外で活躍する演奏家による高校生対象の音楽クリニックを実施するとともに、プロの演奏家と共演することを通して未来を担う青少年の育成を目的とする。
- (5) 邦楽邦舞ワークショップ (10月～11月)
日頃触れる機会の少ない日本の伝統芸能を広く市民に体験してもらい、邦楽邦舞人口の拡充に努めるとともに、ワークショップ終了後に発表会を開催し、舞台に立つ楽しさも併せて体験してもらうことを目的とする。
- (6) 帯広市民文化ホールカルチャー「ココロもカラダもリラックス ヨガ講座」
(1月～3月)
身体に無理のないポーズと呼吸法により、心と身体をリラックスすることで、心身ともに健康になり、豊かな日常生活をおくってもらうことを目的とする。
- (7) 帯広市民文化ホールセミナー「はじめての舞台体験冬休み小学生舞台探検」
(1月5、6日)
小学4年生から6年生の児童を対象に、通常は目にすることのない市民文化ホールの舞台機構や音響・照明設備等の見学と操作体験を通して、舞台技術や芸術文化に興味をもってもらう“きっかけづくり”を目的とする。
- (8) 小学校出前講座 冬休み特別講座 (1月)
帯広市内の小学生に芸術文化活動の楽しさや素晴らしさを知る機会を提供し、お話や実技披露などを行って、豊かな心と感性を育むことを目的とする。
- (9) 第30回親と子のわくわく音楽会 (1月27日)
帯広・十勝の幼児・児童と親を主な対象に、日頃接する機会の少ないオーケストラの生演奏の鑑賞と楽器体験などを通して、親と子のふれあいの場と音楽の楽しさを知ってもらう機会を提供することを目的とする。

「iii」地域にオリジナルな文化をつくる事業

- (1) 帯広交響楽団 第40回定期演奏会 (5月13日)
市民が支援する市民オーケストラによる優れた演奏を鑑賞する機会を提供することを通して、市民の自主的活動を支援し、市民主体のまちづくりに寄与することを目的とする。
- (2) ティータイムコンサート～ワンコインで楽しむ午後のひととき～ (6月)
平日のホールの空いている時間帯を利用して、気軽に文化ホールに足を運んでもらい、コンサートを楽んでもらうことを目的とする。
- (3) 第4回帯広市民バレエ (12月16日)
地域のバレエの向上、普及を目指すとともに出演者、スタッフなど多くの市民の参画を得て実施することを通して、地域の芸術文化に寄与することを目的とする。
- (4) 第3回帯広少年少女合唱祭 (3月10日)
帯広市内の小中高校合唱団が一堂に会し、日頃の練習成果を発表することを通して、子供たちの情操の修養を図るとともに、地域の合唱人口の増加を目指すことを目的とする。

- (5) 帯広市民文化ホール ロビーコンサート (通年)
気軽に鑑賞できる文化公演を実施することを通して、日頃帯広市民文化ホールを利用したことの無い方に足を運んでもらう“きっかけづくり”を目的とする。

「iv」プロの芸術・芸能を鑑賞する機会を提供する事業

- (1) 感性の豊かな子供たちに優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供
- ア 体験型リアル恐竜ショー「恐竜どうぶつ園」 (8月19日)
親子で楽しめる舞台公演を鑑賞する機会を提供することを通して、子供たちが豊かな感性を育むことを目的とする。
- イ 道新ジュニアクラシック「帯広市小中学生のための札幌コンサート」 (9月12日)
帯広市内の小中学生に、日頃接する機会の少ないオーケストラの生演奏を鑑賞する機会を提供するとともに、音楽や楽器の話を通して児童生徒の情操の修養を図ることを目的とする。
- (2) 優れた国内外の芸術文化を鑑賞する機会の提供
- ア 公共ホール音楽活性化事業 (2月)
公共ホールの活性化と地域の音楽分野における創造的・文化的な芸術活動のための環境づくりに寄与し、あわせて公共ホールスタッフ等の企画・制作能力の向上と創造性豊かな地域づくりに資することを目的とする。
- (3) 多くの市民が気軽に楽しめる事業を鑑賞する機会の提供
- ア 布袋寅泰コンサート (11月23日)
日頃鑑賞する機会の少ない国内外のトップアーティストの舞台公演を地域の人々に鑑賞する機会を提供することを通して、市民の豊かな心を育むことを目的とする。
- イ WAHAHA本舗Present実験コメディ劇場 (3月)
ろう者と聴者の演劇公演を通して、障がい者と健常者が一緒に舞台公演を楽しむ機会を提供することを目的とする。
- (4) 日本の伝統芸術にふれる機会の提供
- ア 道新寄席らくごDE全国ツアー 春風亭一之輔「ドッサリまわるぜ2018」 (7月29日)
日本の伝統芸能・落語を鑑賞する機会を提供することを通して、市民の豊かな心を育むことを目的とする。
- イ よしもとお笑いライブ in おびひろ (3月)
日本の伝統芸能・漫才を鑑賞する機会を提供することを通して、市民の豊かな心を育むことを目的とする。

「v」地域文化の「担い手養成事業」

- (1) 帯広市民文化ホールセミナー「舞台技術講習会」 (8月)
高文連十勝支部演劇専門部の生徒を対象に、音響や照明など舞台に関する基本的な知識を実際に舞台上で体験しながら学ぶことを通して、地域の演劇文化と舞台技術の普及振興を図ることを目的とする。
- (2) 帯広市民文化ホールセミナー「舞台技術アドバイスセミナー」 (10月)
北海道高等学校演劇大会に出場する十勝代表校を対象に、制限時間内での舞台演出効果を高める技術をアドバイスすることを通して、地域の演劇文化と舞台技術の普及振興を図ることを目的とする。

- (3) 帯広市民文化ホールセミナー「大人のための舞台体験」 (1月5日)
 通常は目にすることのない市民文化ホールの舞台機構や音響設備・照明機構等の見学と
 操作体験を通じて舞台技術や芸術文化に興味をもってもらうことを目的とする。

3. スポーツ振興事業

定款第4条第2号及び第4号に掲げる事業は、次の計画により行う。

「i」各種スポーツ教室等開催事業

		全73事業
(1) 水中運動教室	(1事業)	4月～ 3月)
(2) 体操教室	(37事業)	4月～ 3月)
(3) 水泳教室	(6事業)	4月～ 3月)
(4) グラウンド整備講習会	(1事業)	5月～ 9月)
(5) 走り方教室	(3事業)	5月～ 1月)
(6) テニス教室	(8事業)	5月～ 3月)
(7) 卓球教室	(1事業)	5月～11月)
(8) ダンス教室	(3事業)	6月～ 2月)
(9) バドミントン教室	(1事業)	9月～11月)
(10) スケート教室	(6事業)	7月～ 2月)
(11) サッカー・バスケットボール教室	(3事業)	6月～10月)
(12) メンタルトレーニング講習会	(2事業)	12月)
(13) スポーツ栄養講習会	(1事業)	9月以降未定)

「ii」スポーツ大会等開催事業

(継続大会)		全12大会
(1) 第33回財団旗少年野球大会		(8月～9月)
(2) 第27回財団杯身障者パークゴルフ大会		(9月)
(3) 第10回財団杯帯広オープン・男女団体混合卓球大会		(9月)
(4) 第32回財団杯ちびっこアイスホッケー大会		(10月)
(5) 第15回十勝地区障がい者水泳大会		
兼 第13回帯広市文化スポーツ振興財団 HCスイムフェスタ		(10月)
(6) 第10回財団杯帯広の森パークゴルフ大会		(10月)
(7) 第25回財団杯女子アイスホッケー大会		(11月)
(8) 2018' 帯広の森スピードスケート競技会		(未定)
(9) 第33回財団杯室内ゲートボール大会		(11月)
(10) 第12回財団杯タグラグビー大会		(12月)
(11) 第32回財団杯ママさんバレーボール大会		(2月)
(12) 第7回財団杯北海道雪中パークゴルフ大会		
兼 帯広市健康スポーツ推進委員会杯雪中パークゴルフ大会		(2月)

「iii」 プロスポーツ開催・観戦鑑賞事業

- (1) プロ野球パシフィック・リーグ公式戦 (8月1日)
広く市民にプロ野球の醍醐味を堪能していただく場を提供することを目的に開催する。
「北海道日本ハムファイターズ VS 千葉ロッテマリーンズ」
- (2) プロ野球観戦教室 (8月1日)
市内小・中学生及び指導者を野球観戦に招待し、夢と希望を与え健全な青少年の育成と技術の向上を図ることを目的に開催する。

「iv」 スポーツ共催事業

- (1) 帯広市スポーツフェスティバル (10月)
市民がこぞってスポーツに親しみ、心身を鍛え、健康で明るい家庭づくりと町づくりに役立てることを目的とする。
- (2) 2019十勝大平原クロスカントリースキー大会 (3月)
「十勝大平原国際クロスカントリースキー大会」を継承し、更なる冬の健康づくり並びに人と人との交流の拡大を図ることを目的とする。
- (3) 楽しいアイスホッケー初心者教室 (9月～3月)
アイスホッケーの楽しさを通して、スケートに親しみ、小学生低学年及び幼児の健康体力づくりを図り、スケート人口底辺拡大と普及振興を目的に開催する。
- (4) 第33回日本クラブユースサッカー選手権 (U-15) 大会 十勝開催支援事業 (8月)
日本クラブユースサッカー選手権 (U-15) 大会の十勝開催に当たり、宿泊受け入れ及び選手役員の輸送、芝生環境の改善など、大会の運営を円滑に進めることを目的とする。

「v」 青少年の交流派遣事業

- (1) 第26回帯広・韓国アイスホッケー親善交流大会 (8月)
アイスホッケーの交流を通じ、帯広と韓国の若人が固い友情と深い相互理解で結ばれ、共にアイスホッケー技術の向上のみならず、国際人としての視野の確立と育成に努め、社会に貢献できる人材育成を目的とする。
- (2) 第11回帯広・韓国高校生バスケットボール交歓大会 (7月)
韓国の高校生とバスケットボール競技を通じて、国際人としての視野の確立と社会に貢献できる人材育成に寄与し、帯広と韓国若人の相互理解を深め、バスケットボール技術の向上を図ることを目的とする。

「vi」 総合型地域スポーツクラブ事業の実施及び調査研究

- (1) スポーツ事業振興調査研究 (総合型地域スポーツクラブの取組み) (4月～3月)
スポーツ事業振興策として、地域住民の地域スポーツクラブ化への取組みから、帯広の森運動施設を主な活動場所として現在活動を行っている「おびひろの森スポーツクラブ」が開催する各種事業をスポーツ関係機関やスポーツ団体と共同開催する。
また、地域型スポーツ事業の推進を図るべく調査研究を行なうものとする。

4. スポーツ施設設置維持運営事業

定款第4条第3号に掲げる事業は、次の計画により行う。

- (1) すぱーく帯広維持運営

5. 地域振興活性化及び市民交流事業

中心市街地活性化事業・帯広まちなか歩行者天国の協賛事業として参加し、財団事業のPRに努めてまいります。また、子どもを対象とするスポーツ教室を通して、子育て世代の交流の場を提供し地域貢献に繋げてまいります。

6. 芸術文化・スポーツ施設等の利用促進及び管理運営事業

定款第4条第6号に掲げる事業は、次の計画により行う。

(1) 行政機関の指定又は委託を受けて、芸術文化、スポーツ施設等の利用促進と管理運営を行う主な管理運営施設

- ・ 帯広市総合体育館
- ・ 帯広の森研修センター
- ・ 帯広の森アイスアリーナ
- ・ 帯広の森野球場
- ・ 帯広の森市民プール
- ・ 帯広の森テニスコート
- ・ 帯広の森球技場
- ・ 帯広市民文化ホール
- ・ 帯広の森体育館
- ・ 帯広の森屋内スピードスケート場
- ・ 帯広の森第二アイスアリーナ
- ・ 帯広の森陸上競技場
- ・ 帯広の森弓道場・アーチェリー場
- ・ 帯広の森スポーツセンター
- ・ 南町等屋外運動施設（6施設）

7. その他目的達成のため必要な事業

定款第4条第7号に掲げる事業は、次の計画により行う。

(1) 管理施設関連附帯事業（収益事業）

管理施設利用者の利便に供するとともに、公益目的事業を行う財源の一部を賄うための事業を行う。

(2) 地元大学との連携事業

(4月～3月)

連携協定を締結した帯広畜産大学、帯広大谷短期大学と、学生が主体的かつ積極的に事業に参加し、文化、スポーツ、福祉を通じた社会貢献や振興に寄与することを目的とする。